

「指定管理者制度の運用について（2010年12月28日自治行政局長通知）」の内容

- 1 指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用する制度であり、個々の施設に対し、導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性を委ねる制度となっていること。
- 2 公共サービスの水準の確保と、この要請を果たす最も適切なサービス提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 管理が適切に行われているかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとされている。
- 4 指定にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、提供者を幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。
- 5 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制、リスク分担、損害賠償責任保険等の加入など具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ま

- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 情報管理体制へのチェックを行うこと等により、個人情報が行うこと等に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたる場合、委託料支出が確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

2010年以前の総務省の指示内容

- 2008年総務事務次官文書「平成20年度地方財政の運営について」
 - ・指定管理者の選定の際の基準設定にあたっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要である。
 - ・指定管理者の適切な評価を行うにあたっては、当該施設の態様に応じ、専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要である。
 - ・委託料については、適切な積算に基づくものであること。
- 2008年都道府県財政課長等会議資料「指定管理者制度の運用上の留意事項」
 - ・指定管理者を選定する際の基準設定に当たっては、管理を安定して行うことが可能な人的・物的能力を具体的に反映させているか。
 - ・特定の事業者を選定する際は選定理由について十分に説明責任を果たしているか。
- ・選定委員会、選定の基準等について説明責任を果たしているか。
- ・選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか。
- ・住民から見えて透明性が確保されているか。
- ・評価項目・配点等について客観性・透明性が確保されているか。
- ・モニタリングに当たり、専門家等の意見を聴取しているか。
- ・施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか。
- ・評価結果について情報公開されているか。
- ・指定管理者との協定等に、必要な体制（物的・人的）に関する事項を定めているか。
- ・損害賠償責任の履行の確保に関する事項を定めているか。
- ・指定管理者変更に伴う事業引き継ぎの事項を定めているか。
- ・修繕等の支出について、適切な役割分担を定めているか。

- ・自主事業と委託事業について明確な区分が定められているか。
- ・利益配分のあり方等を公募の際に明示しているか。
- ・委託料等予算削減された場合の適切な定めが協定等にあるか。
- ・委託料には、人的、物的能力等に応じた適切な積算がなされているか。
- ・利用料金の設定に当たっては、住民サービスのあり方を勘案、留意しているか。
- 2009年総務事務次官文書「平成21年度地方財政の運営について」
 - ・指定管理者を選定する際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること
 - ・施設の態様に応じた指定管理者の適切な評価が重要であること
 - ・その在り方について検証及び見直しを行われない